

## 「厚生年金保険法の標準報酬月額 の等級区分の改定等に関する政令」の 公布について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

### ポイント

- 8月14日、「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令」が公布されました\*1。
- 2020年9月1日から適用する標準報酬月額の等級区分について、最高等級として、第32等級、65万円が追加されます。
- 標準賞与額の最高限度額（150万円）については変更ありません。
- 意見募集の結果についても同日付で公示されました\*2。

※1 [「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令」](#)

※2 [「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令案」に関する意見募集結果](#)

### 改正概要

現行	改正概要
(1) 標準報酬月額の等級区分について 【最高等級】第31等級 62万円 (報酬月額60万5千円以上)	(1) 標準報酬月額の等級区分について 【最高等級】 <b>第32等級 65万円</b> (報酬月額63万5千円以上)
(2) 標準賞与額の最高限度額について 【最高限度額】150万円	(2) 標準賞与額の最高限度額について 【最高限度額】150万円(変更なし)

【経過措置】施行日前からの厚生年金被保険者であって、2020年9月の標準報酬月額が62万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が63万5千円未満の者を除く)の同日付の標準報酬月額は、65万円に読み替えて適用されます。

- 標準報酬月額上限は、厚生年金被保険者の平均額の概ね2倍となるように設定していますが、年度末時点における厚生年金被保険者の平均額の2倍が、標準報酬月額の上限を上回る状態が継続すると見込まれる場合は、その年の9月1日から政令で上限を引き上げることができます(厚生年金保険法第20条第2項)。2016年度末より2倍を上回る状態が継続しており、2019年度末(2020年3月末)においても同様の状況であったことから、本改正が行われたものです。

### 施行日

- 施行日：2020年9月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

以上